

告示第 103 号

太子町公印規程(昭和 55 年規程第 1 号)の一部を次のように改正し、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 29 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

別表公印の種類を表に次のように加える。

町長印	18	社会福祉課	23	社会福祉課事務専用
-----	----	-------	----	-----------

別表ひな形の表 22 の次に次のひな形を加える。

23

揖	保	郡
太	子	町
長	之	印
社会福祉課専用		